

地震の発生及び気象の警報が発表された場合の緊急措置について

下記の場合は、次のような対応をお願いします。なお、このプリントは各ご家庭で保存しておいてください。

◎地震発生時の措置

1	大地震（震度 5 弱以上）が発生の場合	
	始業前	臨時休園
	保育中	保育中止（状況に応じて園待機または帰宅措置の連絡をします。） 翌日 臨時休園
	降園後	翌日 臨時休園
2	震度 4 以下の地震が発生の場合	
	園施設の被害状況・通園路の安全状況により、臨時休園の措置をとるかどうかが判断しますので、臨時休園の連絡がない限り登園してください。	

※ 大地震発生時の臨時休園の期間は、被害状況によりますので園より連絡します。

◎警報発表時の措置（1号認定と2号認定の子どもはそれぞれ別対応になります）

茨木市（大阪府・北大阪）に「暴風警報」、または「特別警報」が発表された場合のみ、下記の措置をとります。

なお、従来の「大雨」「大雨・洪水」の警報が発表された場合は通常どおり登園してください。

		1号認定の子ども		2号認定の子ども
		通常保育	預かり保育	
1	午前6時30分の時点で「警報発表」の場合	自宅待機 給食中止		自宅待機 ※正午までに警報が解除になった場合は登園(給食提供有り)
2	午前7時の時点で「警報発表」の場合	早朝預かり保育中止		
3	午前9時までに警報解除の場合	登園(平常保育) ※通常保育時は弁当持参 預かり保育開設 ※弁当、おやつ持参		
4	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休園		
5	正午に警報が解除されていない場合			臨時休園

○ 2 号認定の方は、正午までに解除された場合でも、欠席される時や 12 時 30 分を過ぎる時は必ず連絡をお願いします。登園が正午を過ぎる場合は、ご家庭で食事を済ませてきてください。

○ 6 時 30 分の時点で警報が出ている場合は、朝の預かり保育は開設しません。

○ 教育時間、保育時間内に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合は、原則としてその時点で保育を中止します。園の指示に従ってお迎えに来てください。